



KAIGO TREND NEWS

ヘルパーを育てる

麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩



ヘルパーを動かすのはサービス提供責任者です。サービス提供責任者の力量と信頼でヘルパーが継続して働くというケースがあります。ヘルパーから信頼されるサービス提供責任者とは、どういう人たちのことでしょうか。

2)ヘルパーを育てる前にサービス提供責任者の力量を!

今回は、ヘルパー講習の内容が現実離れしていることなど書きました。今回はヘルパーのリーダーとなる、サービス提供責任者について書いてみます。ヘルパーの中には、経験豊富な人もいれば、素人もいます。これらの人を調整しながら働いていただくわけですが、これらの人を調整しながら働いていただくわけですが、これ以上の負担は勘弁してというのが実情ではないでしょうか。監査の時には帳票の不備を問われ、その後の修正もサービス提供責任者がおこないます。経営者に関しては総じて「介護保険制度をあまり理解されていないのでは…」という風に見受けられます。経営重視で制度は軽視、監査の時はサービス提供責任者に責任がのしかかるなど、サービス提供責任者にとっては踏んだり蹴ったりですね。

介護保険制度のサービス提供責任者は、病院でいうと看護師長に当たるとイメージしてくださるとわかりやすいと思



います。新人看護師には研修やオリエンテーションを実施し戦力になるように育てます。勤務シフトを組み、必要なら指導もする。治療に際しても看護の分野から医師に疑問点を提言する等様々な責任

を負っています。これらとよく似ているポジションが訪問介護事業のサービス提供責任者です。

経営者には、サービス提供責任者の役割をよく理解して欲しいのです。何かというと、端的に言えばケアマネ業務です。えっと思うかもしれませんが、実はサービス提供責任者はケアマネ業務とほとんど実態は変わらないのです。ケアマネは必要なアセスメントをとり、課題を抽出して計画書を作成、そして適切なサービス事業者と調整し会議を開き実施する。これらと全く同じ作業をサービス提供責任者は行います。ケアマネから依頼された利用者を訪問し、契約等を行います。その後利用者の心身状態を把握（アセスメント）し、ケアマネからきた計画書と照合します。ここでサービス提供責任者の腕が発揮されるわけですが、自分のアセスメントとケアマネからの計画書が照合できない場合は、ケアマネと調整します。調整後、適切なヘルパーを担当にして、カンファレンスを行う。その後は訪問して担当ヘルパーを紹介し、訪問介護での計画書を確認して実施することとなります。私は、前々からサービス提供責任者はケアマネと互角の地位にあるということを訴えています。

サービス提供責任者は、ケアマネのように保険請求できません。本当は、配置基準である程度保険請求できるようにした方がいいと思いますが、現実はそのではありません。ヘルパーを育てる前にサービス提供責任者の力量を上げていくことが肝要と思われる。

第6回 「介護ビジネス研究会」

10月25日(日) 13:00～16:00 弊社会議室にて開催。

テーマ：前回の事例検討を深める。記録について

※参加費は無料です(但し茶果代として500円必要)。参加ご希望の方はお電話ください。



これからを少しでも楽しいものに。 “私”が「ここなら通いたい!」と思える場所を作れたかった。

ここは高齢者のサロン? 親戚の集まり?

楽しそうな歌声に迎えられた、さくら倶楽部への訪問。曲によっては、二部合唱にもなる。歌詞カードは用意してあるものの、目を落とすことはない。皆、歌詞がずらずらと出てくる。ここでは、歌とおしゃべり、そして紅茶を楽しんでいる方、足湯にのんびりと足を浸しながら、会話に花を咲かせる方。それぞれが、思い思いにゆったりと過ごしている。

「皆さん、要介護度2~5の方なんです。困難事例といわれた方もいらっしゃるんですよ」とデイサービスの運営に携わる金川さんに伺うが、ちょっと信じられない。穏やかな表情でおしゃべりを楽しみ、笑顔がこぼれる皆さんの中に行くと、まるで高齢者のサロンか親戚の集まりに紛れ込んでいるようだ。

ほどなくして、足湯から戻った方も加わり、和菓子と抹茶のティータイムが始まる。ここでは、紅茶、ほうじ茶、抹茶などさまざまな飲み物がそれぞれの器で提供される。昼食の食器も、普段私たちが使うものと同じようなものが使われている。テーブルには、季節の花が生けられている。

ここでは、食事、体操、機能訓練の時間以外は、自由度を高くしてのんびりと楽しく過ごしてもらえるようにしているそうだ。機能訓練も、



足湯に浸かりながら、話に花が咲く。

ゴルフゲームなどを使い、遊びながら行われる。良い結果を出した人と一緒に喜んだり、目標の点数を目指して頑張ったり、楽しそうだ。

「ここは居心地がいいんですよ」「ここに来てよかったです」と利用されている方の声もなるほど感じられる。

介護の現場で感じた“違和感”が開設のきっかけ



このゲームは立位の訓練を主目的にしている。

金川さんは、訪問介護、特別養護老人ホーム、職業訓練校での指導員など、長く介護の現場で仕事をしてきた。その中で、ずっと「なにかが違う」と感じていたそうだ。自分が利用する側になったときに

入りたいと思える場所がなかったという。そこで、さくら倶楽部は「自分がここなら通いたい」と思える場所づくりにこだわった。木をふんだんに使った和風建築にし、内装はできるだけ自宅に近いよう、落ち着いた雰囲気を出すように心を配った。そのため、ここには介護用の大きなベッドがない。また、調理するスペースをオープンにして、ご飯の炊ける匂い、



抹茶を立てている金川富子さん。

お味噌汁の匂いが漂うようにした。さらに、一人ずつゆったり入れるお風呂、足湯のスペースを確保した。

さらに、もうひとつのこだわりは「利用される方本位」のサービス。排せつの自立度がそれぞれ違うので、トイレは一人ひとりに合わせて声がけをし、誘導する。普段はオムツを利用されている人もいるそうなのだが、誰がそうなのか全くわからない。それぞれのタイミングで声をかけることで、トイレでの排せつを可能にしているからだ。一日の細かいメニューを決めていないのもそのためだ。歌が好きな人が集まれば歌を歌う。足湯を利用したい人は利用する。その日利用される方に合わせて、柔軟な対応をしている。

こういった対応が可能なのは、小規模ということに加え、スタッフの人柄とスキルによるものも大きいと、金川さん。この日は利用者5人に対して3人のスタッフ。看護師、介護福祉士の資格を持ち、それぞれの道でキャリアを積んだ人ばかりなので、技術だけでなく、

利用者の細かなところまで気を配ることができる。また、利用者が10人のときには、もう2人スタッフが加わり5人体制。利用者2人に対し1人のスタッフ配置だからこそ、利用される方本位のサービスが可能になったといえる。

現在の利用者登録は17人。大幅な拡張や他の地域での開設は予定していない。「さくら倶楽部を私が利用するときに利用したいと思える場所にするには、一層の努力と研究が必要と思っている」からだそうだ。(岡崎)

事業所訪問 ~ 1 ~



さくら倶楽部 デイサービス

広島市安芸区船越 1-50-33
TEL・FAX 082-824-4311
平成 18 年 3 月開設

弊社のサービス実施記録 「リズムィ」を開所以来使っ て頂いています。

リハビリの一環で、利用者さまに書いて頂けるところはご自分で書いてもらっています。とのこと。



訪問看護の現場より
看護師のきもち

第11回

在宅療養を支える訪問看護の役割 —「認知症ケア」のチーム連携—

訪問看護ステーション「さいの」看護師 玉田八重子



A氏(要介護2)が病院から退院、訪問看護の依頼があり、担当会議がご自宅で開催されました。在宅酸素をされ、認知症のあるA氏の妻が主たる介護者になります。

事前にかかりつけ医を訪問、A氏の病状と方針を確認しました。医師の第一声は、「診察の時、状態のよくわかる人が付き添ってほしい」。認知症で「物忘れ」がある妻の付き添いでは普段の状態がわからず、診察の情報として十分でなかったようです。在宅には、酸素の器械があり、指示や使われている状況を聞いても定かではありませんでした。ご主人の為の会議の場でしたが、これから介護を担う妻の状況が看護師として気になりました。介護者が健康でこそ、在宅療養を続けることができます。妻の介護保険の申請を提案、ご夫婦一緒に訪問看護を行うことで、在宅酸素の管理や認知症の進行を予防でき、夫を介護することができると考えました。

認知症も病気の一つです。訪問看護では、日常生活や体の状態を観察し、適切な情報を医師に報告するなど、医療との連携が強みです。またその状態に合わせて、生活のアドバイスをします。病気の進行を遅らせたり、合併症等の予防、状態にあったケアや現在の状態の維持向上など、貢献できることが多くあります。

妻は介護認定の結果、要支援2でした。デイサービスのお試し利用をされましたが、認知症の進んでいる方の多い施設を利

用され「私は、まだ行きたくない。」「家でゆっくりしたい。」と落ち着かない状況で話され、認知症の状態を進行させたのではないかと心配しました。施設の選択時に看護師にも相談して頂ければと思いました。訪問看護は、週2回「訪問1」の計画でした。薬の飲み忘れも多く、呼吸困難時の頓服もいつ発作があり、飲んだかどうか分からない状況でした。お薬カレンダーを整備、配薬を行い、飲み忘れがあれば声をかけ、ご自分も目に見えて確認ができ「飲み忘れは少なくなりました」。頓服も目に見えるように配置し、残薬の確認を行いました。訪問の度にプライドや誇りを傷つけないような言葉かけや態度で、酸素の使用を勧めたり、確認をしたりしました。これらは、医師に適切な情報提供をすることができ、体調悪化の予防につながっています。ご本人の趣味である俳句を話題に家庭の本を読んだり、夫のためにヘルパーさんと一緒に調理をしていただいたり等々、認知の進行予防につながると思います(事前の会議でご本人の出来ることを確認、野菜を切る、おろしがねでおろす、盛り付け等々、医療的な視点から具体的な提案と話し合いをしました)。

認知症の病態も、その原因によって周辺症状は様々です。訪問看護がチームメンバーとして参加することで「医療とケア」の協働ができ、認知症対応力の向上につながっていければと思います。

✈️ 旅は手段、いきいき生活『心の翼』(高齢者・障がい者にやさしい旅)

長年障がいをお持ちの方々の旅行を企画されている昭和観光社の平森良典社長様より、旅行された方の旅行後の心の変化といきいき生活のお声と笑顔を寄せていただきました。(介護事業者の方々と共に歩むQOL)



O様(脊損) 八重山諸島

障がい者にとって、旅行には不自由がつきものですが、昭和観光社さんの「心の翼」は、安心旅行の気配りと本人自身が無理なことでもまずはチャレンジし、旅行できる

ことは、私の日常生活に勇気と希望とチャレンジ精神を与えてくれました。

「一生の満足を得るには心豊かになれ」のことわざ通り、旅行をするたびにこれが一番大切だと本当に実感しています。

また、夫婦での旅行は、元気な頃より、より一層絆が深まる気がしますし、毎日思い出話が尽きません。

妻と昭和観光社さんには感謝、感謝です、次の「心の翼」を楽しみに、毎日一生懸命に生きていきます。



K様(脳卒中)

北海道登別温泉貸切家族風呂

介護事業者の方の紹介により、「心の翼」を知り、二人で手を取り挑戦して、一歩踏み出せました。主人の強いこだわりがあり団体旅行は

無理かなーと思っていましたが、主人なりに努力してくれました。

参加者の方々に恵まれ、それぞれの前向きな姿に元気をいただきました。脳梗塞のお母さまを娘さんが一生懸命支え、楽しんでる姿や、全介助重度の方が旅行に参加している姿と献身的にサポートするボランティアさんの姿を見ているうちに、自分自身に力をいただきました。

前が開けたまぶしい光を感じ、時には力を抜き、楽しく過ごそうと思う心と、主人の心と体の一歩の表現を楽しもうと思えます。主人は、片手でデジカメを取り、いろいろと勉強をして、生活に生かしていき会話も頑張り、二人でより楽しく挑戦していきます。

★旅行のご相談は 昭和観光社 TEL:082(423)7500
<http://www.enjoy.ne.jp/~showa-ts>

成年後見制度とは 第1回

成年後見制度とは

行政書士 山中 直美



今回から3回に分けて、成年後見制度についてお話しいたします。

平成11年、高齢化社会への対応と障がい者福祉を充実させる観点から、民法の改正が行われ、翌12年「介護保険制度」と同時に、「成年後見制度」が施行されました。では成年後見とは、どんな制度でしょうか。

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設への入所契約を結んだり、遺産分割協議をしたりする必要があっても、自分でこれらをするのは難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、きちんと判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法や詐欺などの消費者被害にあったり、クレジット契約や連帯保証をさせられ、多重債務に陥ってしまう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが、成年後見制度です。

「成年後見制度」は、従来の『本人保護』という理念と『自己決定の尊重』『ノーマライゼーション』といった、新しい理念との調和を図るもので、この考え方は今後の社会システムの基幹をなす重要な考え方です。

次回は成年後見制度の内容についてお話しいたします。

ホームページ: [山中直美行政書士事務所](#)

TEL: 082 (293) 7125 (月~金 10:00~18:00)

ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

事業所を立ち上げた事業主さん心得 その⑧ “労働時間”

今回は「労働時間」についてお話しします。

「労働時間」には、「法定労働時間」と、「所定労働時間」というものがあります。法定労働時間は、労基法で定められている時間のことで、週40時間が原則的な目安とされており、常時10人未満の商業、映画演劇、保健衛生、接客娯楽業では週44時間。ちなみに介護事業で従業員が10人未満の場合は、週44時間です。所定労働時間は、会社の就業規則で定めている拘束時間（始業から終業までの休憩時間を除いた時間のこと）で、通常、法定労働時間より短いとされています。

法定労働時間を超えて労働させた場合は、いわゆる時間外労働ということになり、割増賃金が発生します。割増賃金には時間帯等により、1.25%、1.35%、1.50%、等の割増率が発生するため、法定労働時間内での労働に収まるよう、事業主さんは色々とお苦勞をされるわけです。その対策のひとつとして「変形労働時間制」という勤務形態があります。「一箇月単位の変形労働時間制」「1年単位の変形労働時間制」「フレックスタイム制」「1週間単位の非定型的変形労働時間制」等、その事業所の労働形態に合った変形制をとることが出来ます。ただし、変形制をとる場合は、就業規則や労使協定で運用に関しての定めが必要となり、監督署への書類提出が義務付けられる制度もあります。次回からは「助成金」についてお話しする予定です。

ホームページ: [社会保険労務士法人シャローム](#)

TEL: 082 (254) 6064 (ロームシ)

いきいきファミリー
— 元気のひみつ —

山田 奈穂

<http://naho2007.blog89.fc2.com/>



編集後記

今回の号で、キャブス便りの編集者が変わりました。まだまだ未熟者ですが、編集を通して介護現場の様子、ご意見を学び皆様楽しんで頂けるようなお便りに仕上げていきたいと思います。どうぞよろしくお話しいたします。(荒木)

*皆様からのご意見・ご感想・ご質問をお待ちしております。ご意見等をいただいた方に、キャブスオリジナルエコバッグをプレゼントします。下記までお送りください。
〒730-0845 広島市中区舟入川口町4-2
「キャブス介護事業サポート」

きゃぶす便り定期購読について

きゃぶす便りの定期購読をご希望の方は、お届け先の郵便番号、住所、事業所名(ご氏名)、「きゃぶす便り定期購読希望」と明記の上、下記フリーダイヤルFAX宛てにお送りください。無料でお届けします。